柏市地球温暖化対策条例の改正について

**資料１**

１　主な改正内容

　(1) 温室効果ガス排出量の削減目標の改定

　　　国の削減目標値に準拠しつつ，本市の実情を反映させた数値

　　を設定する。削減目標値は令和12年度までに平成25年度比

　　24％以上削減すること（改正前H32までにH17比3.8％減）。

　(2) 気候変動適応法施行に伴う適応策の追加

　　　市民生活や自然環境に与えるリスクを軽減するため適応策を

　　加え，自然災害への備えや熱中症対策などの施策を推進する。

　(3) 低炭素まちづくり事業の終了に伴う関連条項の削除

　　　事業終了及び「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づ

　　く計画等も整備されたことから関連条項を削除する。

２　答申案からの変更点

**新旧対照表**

| 変更前 | 変更後 |
| --- | --- |
| （目的）  第１条　この条例は，柏市環境基本条例(平成13年柏市条例第31号。以下「基本条例」という。)に定める基本理念にのっとり，地球温暖化対策に関し，市民，事業者及び本市の責務を明らかにするとともに，地球温暖化対策の基本となる事項を定めることにより，地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図り，もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。 | （目的）  第１条　この条例は，柏市環境基本条例(平成13年柏市条例第31号。以下「基本条例」という。)に定める基本理念にのっとり，世界全体で取組が進む地球温暖化対策に関し，市民等，事業者及び本市の責務を明らかにするとともに，地球温暖化対策の基本となる事項を定めることにより，地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図り，もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。 |
| （定義）  第２条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。  (1)から(4)まで　略  (5)　市民　本市の区域内に居住し，若しくは滞在し，又は当該区域内を通過する者をいう。  (6)　略 | （定義）  第２条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。  (1)から(4)まで　略  (5)　市民等　本市の区域内に居住し，若しくは滞在し，又は当該区域内を通過する者をいう。  (6)　略 |
| （基本理念）  第３条　地球温暖化対策の基本理念は，次の各号に掲げるとおりとする。  (1)　今を生きている私たちが便利さ及び快適さを追求した結果として，大量の温室効果ガスの排出をし続けることが地球温暖化の一因であるとの基本的な認識に立ち，本市として世界全体で取組が進む地球温暖化対策の推進を図るものであること。  (2)　 本市における地球温暖化対策の推進に当たっては，市民，事業者及び本市が協働して実践し，本市の良好な環境を将来の世代に引き継ぐものであること。  (3)から(6)まで　略  (7)　地球温暖化の影響により，近年の異常気象等が引き起こされている可能性があるとの認識に立ち，市民及び事業者への被害を最小化し，又は回避し，迅速に回復できる，安全かつ安心な社会の構築のため，地球温暖化対策の一環として，気候変動の影響に対する適応策を推進するものであること。 | （基本理念）  第３条　地球温暖化対策の基本理念は，次の各号に掲げるとおりとする。  (1)　今を生きている私たちが便利さ及び快適さを追求した結果として，大量の温室効果ガスの排出をし続けることが地球温暖化の一因であるとの基本的な認識に立つものであること。  (2)　本市における地球温暖化対策の推進に当たっては，市民等，事業者及び本市が協働して実践し，本市の良好な環境を将来の世代に引き継ぐものであること。  (3)から(6)まで　略  (7)　地球温暖化が気候の変動に影響を与える可能性があるとの認識に立ち，気候の変動に起因して生じる影響へ適応する施策(第7条第2項第5号において「適応策」という。)を推進するものであること。 |
| （削減目標）  第４条　本市における温室効果ガスの排出の量の削減の目標は,新元号12年度の温室効果ガスの排出の量を平成25年度の温室効果ガスの排出の量と比較して24パーセント以上削減することとする。  ２　略 | （削減目標）  第4条　本市における温室効果ガスの排出の量の削減の目標は，令和12年度の温室効果ガスの排出の量を平成25年度の温室効果ガスの排出の量と比較して24パーセント以上削減することとする。  ２　略 |
| （市民及び事業者の責務）  第５条　市民及び事業者は，日常生活又は事業活動に関し，地球温暖化対策を常に念頭に置きつつ，必要な措置を講じるとともに，本市と協働して削減目標を達成するよう努めるものとする。 | (市民等及び事業者の責務)  第５条　市民等及び事業者は，日常生活又は事業活動に関し，地球温暖化対策を常に念頭に置きつつ，必要な措置を講じるとともに，本市と協働して削減目標を達成するよう努めるものとする。 |
| （本市の責務）  第６条　本市は，地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進し，市民及び事業者と協働して削減目標を達成するよう努めるものとする。  ２　略 | （本市の責務）  第６条　本市は，地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進し，市民等及び事業者と協働して削減目標を達成するよう努めるものとする。  ２　略 |
| （対策計画）  第７条　市長は，地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため，地球温暖化対策計画（以下「対策計画」という。）を策定し，及び実施するものとする。  ２　対策計画に定める事項は，次の各号に掲げるとおりとする。  (1)から(4)まで　略  (5)　気候変動に対する適応に関すること。  (6)　 略  ３　市長は，対策計画を策定し，又は変更しようとするときは，基本条例に基づき設置する柏市環境審議会並びに市民及び事業者の意見を聴くものとする。  ４から５まで　略 | （対策計画）  第７条　市長は，地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため，地球温暖化対策計画（以下「対策計画」という。）を策定し，及び実施するものとする。  ２　対策計画に定める事項は，次の各号に掲げるとおりとする。  (1)から(4)まで　略  (5)　 適応策に関すること。  (6)　 略  ３　市長は，対策計画を策定し，又は変更しようとするときは，基本条例に基づき設置する柏市環境審議会並びに市民等及び事業者の意見を聴くものとする。  ４から５まで　略 |
| （特定排出者の削減計画）  第８条　略  ２から６まで　略  ７　特定排出事業者以外の事業者は，事業所ごとに削減計画を策定し，市長に提出することができる。  ８　第２項の規定は，前項の規定により削減計画を策定する場合について準用する。 | （特定排出者の削減計画）  第８条　略  ２から６まで　略  7　前各項の規定は，特定排出者以外の事業者について準用する。この場合において，第1項中「実施しなければならない」とあるのは，「実施することができる」と読み替えるものとする。  ８　削除 |
| （開発行為等環境配慮計画）  第９条　次の各号に掲げる事業活動をしようとする者（以下「開発事業者等」という。）は，規則で定めるところにより，地球温暖化対策の推進を図るために必要な事項を記載した環境配慮計画（以下「開発行為等環境配慮計画」という。）を策定し，及び実施しなければならない。  (1)から (4)まで　略  ２から４まで　略  第９条の２から３まで　略  （低炭素まちづくり）  第９条の４　本市は，まちづくりに伴う地球温暖化対策の推進を図るため，都市構造の転換に向けた都市機能の集積に当たっては，低炭素まちづくり計画等に基づき，市民及び事業者と連携し，地域の特性を生かした再生可能エネルギーの利用及びエネルギーの効率的な利用その他の環境への配慮が図られたまちづくりを推進する。  ２から６まで　削除 | （開発行為等環境配慮計画）  第９条　次の各号に掲げる事業活動をしようとする者（以下「開発事業者等」という。）は，規則で定めるところにより，地球温暖化対策の推進を図るために必要な事項を記載した環境配慮計画（以下「開発行為等環境配慮計画」という。）を策定し，及び実施しなければならない。  (1)から (4)まで　略  ２から４まで　略  第９条の２から３まで　略  第９条の４　削除  ２から６まで　削除 |
| （表彰）  第10条　市長は，地球温暖化対策の推進を図るための活動を率先して実践する市民及び事業者を適宜の方法により表彰することができる。 | （表彰）  第10条　市長は，地球温暖化対策の推進を図るための活動を率先して実践する市民等及び事業者を適宜の方法により表彰することができる。 |
| （助成その他の措置）  第11条　本市は，市民及び事業者が地球温暖化対策の推進に資する取組を促進するために必要があるときは，助成その他の措置を講じることができる。 | （助成その他の措置）  第11条　本市は，市民等及び事業者が地球温暖化対策の推進に資する取組を促進するために必要があるときは，助成その他の措置を講じることができる。 |
| （情報の提供等）  第12条　本市は，市民及び事業者による地球温暖化対策の推進を図るための自発的な活動を促進するため，地球温暖化対策に資する学習の機会の提供，情報の提供その他必要な措置を講じるものとする。  ２　略 | （情報の提供等）  第12条　本市は，市民等及び事業者による地球温暖化対策の推進を図るための自発的な活動を促進するため，地球温暖化対策に資する学習の機会の提供，情報の提供その他必要な措置を講じるものとする。  ２　略 |
| 以下　略 | 以下　略 |

３　答申案からの主な変更内容

　(1) 第３条の基本理念で規定していた「世界全体で取組が進む地

　　球温暖化対策」という文言を第１条の目的に規定した。

　(2) 「低炭素まちづくり」に係る条項を削除

　　①都市部において，低炭素まちづくりに係る計画が策定された。

　　②都市の低炭素化（＝まちエコ法で二酸化炭素の排出抑制）と

　　いう概念は，第３条第３号から第６号の基本理念で既に規定さ

　　れている。